

# 豊小学校いじめ防止基本方針

令和2年3月

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるのを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (3) いじめが解消している状態とは

①いじめに係る行為が相当の期間継続していないこと（少なくとも3か月を目安）

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

解消しているとは、少なくとも①と②の要件が満たされている場合とする。なお、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、注意深く観察をしていくこととする。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会の設置

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、子ども相談主事（東区地域こども相談センター）

・必要に応じて次の岡山市関係機関に派遣を依頼する。

①岡山市教育相談室の「いじめ専門相談員」

②スクールカウンセラー

③こども総合相談所

〈活動〉・いじめ防止に向けた取組や発生したいじめに組織的な対応をする。

・全職員で配慮する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

〈開催〉学期に1回を行い、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### (2) 生徒指導連絡会で情報交換及び共通理解

週に1度（毎週金曜日16：00～）、全職員で配慮する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### (3) 生徒指導研修

月に1度、全職員でいじめ等の未然防止に関する研修を行い、生活委員会や週番活動等と連携しながら、全校児童を対象とした未然防止の取り組みを提案・実践していく。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

- ・ 日々の授業を大切に、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる実践や「協同的な学び」を中心とした授業の中で教師と児童、児童同士のつながりをつくっていく。
- ・ A S S E S S の検査結果を生かし児童の一人ひとりや学級集団の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に務める。

### (2) 質問調査の実施

- ・ A S S E S S の検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

### (3) 教育相談体制

- ・ 6月・11月の「教育相談アンケート」実施後に学級担任より教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に務める。
- ・ 9月と2月にいじめに関するアンケートを実施し、必要に応じて教育相談を行いいじめの未然防止早期発見に努める。
- ・ 必要に応じて、担任外の職員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に務める。
- ・ 希望する保護者にも6月・11月、教育相談を行う。担任外の職員と行うこともできる。

### (4) 児童の特性を踏まえた適切な支援

○以下に示す児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援と保護者への連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童
- ・ 東日本大震災や西日本豪雨により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

### (5) 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育の授業を通じて、児童の自己肯定感を高める。
- ・ すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### (6) 異学年交流の実施

- ・ 5月の「一年生を迎える会」の異学年とのゲームや各委員会主催の共遊び等を計画・実施する中で協力したり、協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせたい。

### (7) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・ 中学校や保育園、幼稚園との情報交換や授業参観、交流学習を行い協力体制の整備に努める。

### (8) ネット上（携帯電話を含む）によるいじめ防止

- ・ ネット上（携帯電話）によるいじめを防止するために、情報モラル教育と保護者への啓発を行う。

## 4 いじめ早期発見のための取組

### (1) 保護者や地域、関係諸機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

《具体的な取り組み》

- ・ 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付け、安心して学校生活を送ることができる学級・学校づくりをする。
- ・ おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導連絡会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ・ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、「教育相談」で当該児童から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。
- ・ A S S E S S を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握する。  
\*必ず児童の質問紙を見て、嫌なことをされたと感じている児童には、全職員で適切な対応を行う。

### (2) 日常観察

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

## 5 いじめに対する早期対応

### (1) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

《具体的な取り組み》

- ・ 日常観察の結果、いじめが疑われる、またはいじめにつながるような行為等が把握できた場合、あるいは、いじめに関する相談を受けた場合、必ず管理職、生徒指導担当に報告し、事実の有無を速やかに確認する。
- ・ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対応する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等措置を講ずる。また、必要に応じて小学校から中学校へなど長期的に見守る体制づくりをしておく。
- ・ 事実に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察と連携して対処する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童等の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・ いじめにより児童が欠席する場合
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」)

### (2) 重大事態への対処

- ①報告 重大事態が発生した旨を、岡山市教育委員会に速やかに報告する。
- ②調査 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。  
上記組織を中心として、事実関係を明確にするために調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる
- ③提供 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。